

平成30年4月25日

那須雪崩事故遺族一同 様

栃木県教育委員会教育長 宇田貞夫

平成30年3月16日付け要望に対する回答に関する補足について

平成30年3月16日付け要望に対する回答に関して、平成30年3月31日に開催された教育長との懇談会でご指摘のあった件につきましては、下記のとおり補足回答いたします。

記

1 県及び県教育委員会の責任について

(補足回答)

今回は、学校教育の一環である部活動中の事故であり、事故発生日に訓練の計画変更に関わった教員や各班の講師、引率教員には、生徒に対する安全配慮義務を十分に履行しなかった過失がありました。よって、関係者については、3月19日付けで処分を行ったところであり、その内容は既にお伝えしたとおりです。

また、県立学校教職員の過失によって引き起こされた事故でありますことから、県には、生徒の御遺族等の皆様に対する賠償責任があります(国家賠償法第1条)。御遺族等の皆様に対しましては、示談に向けたお話を聞いていただけるよう、丁寧に御説明をして参りたいと思います。

加えて、県教育委員会には、二度とこのような事故を起こさないよう、再発防止に全力を尽くす責務があると認識しており、「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」に掲げた取組を着実に推進することにより、その責任を果たして参りたいと考えています。

なお、刑事責任に関しましては、警察の捜査等を見守りたいと思います。

2 昭和41年11月22日付け教育長通知「冬山登山の事故防止について」について

(補足回答)

昭和41年11月22日付け教育長通知「冬山登山の事故防止について」については、「栃木県教育関係職員必携」にも掲載されるなど、栃木県内の公立学校教職員であれば全員が承知しておくべき内容であったと考えております。那須雪崩事故検証委員会の報告書においても通知の内容が踏まえられているところであり、関係職員の処分については、それらも考慮した上で総合的に判断をいたしました。

なお、検証委員会からの指摘のとおり、当該通知について、県教育委員会からの周知が不足していたことなど、組織としての対応にも問題があったと考えています。

3 部活動中の事故等に対する懲戒処分の基準について

(補足回答)

対応について検討しているところです。